

ぎふ木遊館サテライト施設検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 「ぎふ木育」の全県展開に向け、ぎふ木遊館サテライト施設の在り方について検討することを目的として、ぎふ木遊館サテライト施設検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置することとし、以下に必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ぎふ木育の全県展開に向けた指針の検討
- (2) ぎふ木遊館サテライト施設整備計画の策定に向けた検討
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員で組織する。

- 2 検討委員会には、委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名し選任する。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を総括し、代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(事務局)

第5条 検討委員会の事務局は、岐阜県林政部森林活用推進課に置く。

(委員会の開催)

第6条 検討委員会は、必要に応じ岐阜県林政部森林活用推進課長（以下「課長」という。）が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があり、委員会が開催できない場合には、委員への書類の合議をもって、委員会に代えることができる。
- 3 検討委員会は、オンライン形式により開催することも認める。
- 4 課長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席又は書面により意見を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(存続期間)

第8条 委員の任期は、検討事項の検討が終了する日までとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月9日から施行する。

別表（第3条関係）

(敬称略)

氏 名	所 属	役 職
涌井 史郎	森林文化アカデミー	学長
石橋 明世	ひだまりほーむ 株式会社鷺見製材	常務取締役
伊藤 栄一	NPO法人森のなりわい研究所	代表理事
杉山 喜美恵	東海学院大学短期大学部	教授
杉山 祐子	中部学院大学短期大学部	教授
中島 由紀子	NPO法人 グッドライフ・サポートセンター	事務局長
佃 正壽	未来共創研究会	主宰
松本 信吾	岐阜聖徳学園大学	教授